

## 船舶インシデント調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成30年7月24日 05時10分ごろ
発生場所	京浜港横浜第1区瑞穂ふ頭物揚場南方沖 横浜北水堤灯台から真方位344°880m付近 (概位 北緯35°28.0′ 東経139°39.2′)
インシデントの概要	押船第三十七共栄丸は、バージ第三十八共栄丸を押航して入航中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成30年8月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三十七共栄丸、49トン 142024 共栄運輸株式会社 B バージ 第三十八共栄丸、約892トン なし、共栄運輸株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約1.15m（神奈川新港） 日出時刻：04時43分ごろ
インシデントの経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、作業員2人を乗せ、船首部をB船の船尾部に嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、瑞穂ふ頭物揚場（以下「本件ふ頭」という。）に入航中、本件ふ頭の南方沖の浅所（底質が泥）に座洲した。 喫水は、A船が船首尾共に約3.0mであり、B船が、船首約2.4m、船尾約3.0mであった。 船長は、本件ふ頭への着岸経験はあったが、海図で水路調査を行ったことがなく、浅所が拡張していることを知らずに入航した。
分析	A船押船列は、入航中、船長が浅所の拡張状況を知らずに浅所に向かって航行したことから、座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、A船押船列が、入航中、船長が浅所の拡張状況を知らずに浅所に向かって航行したため、座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に海図等で入航予定海域の水路調査を行い、浅所の拡張状況

	や水深を把握すること。
--	-------------